

3 北海道中学校長会細則

(1) 北海道中学校長会理事研修会運営細則

平成 16 年 2 月 20 日改正

平成 21 年 2 月 15 日改正

平成 22 年 5 月 7 日改正

平成 28 年 5 月 6 日改正

平成 29 年 4 月 28 日改正

第 1 条 この細則は北海道中学校長会会則第 23 条により、理事研修会の運営について必要な事項を定めるものである。

第 2 条 理事研修会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

第 3 条 理事研修会構成員の任務は次の通りとする。

- 会 長 理事研修会の招集及び総括運営
- 副 会 長 (1) 輪番制による会議の議長担当
(2) 担当地区内の情勢連絡
- 事務局長（事務局次長 2 名、会計理事）
 - (1) 会議の準備及び議案の整理と処理
 - (2) 会務の報告
 - (3) 各部門、関係機関、団体との連絡調整
 - (4) 専任職員の指導監督
 - (5) 教育調査、その他の庶務
 - (6) 経費の支出及び経理状況の報告
- 幹 事 所属する部の業務の執行

第 4 条 理事研修会に次の部を設けて業務を分掌する。各部はそれぞれ地区が担当し、原則 3 年間継続して業務業務に当たるものとする。

- 1 経 営 部
 - (1) 教育制度、関係法制、法規の調査研究に関すること
 - (2) 地区の教育経営に関すること
 - (3) その他、組織運営に関すること
- 2 研 修 部
 - (1) 研究組織に関すること
 - (2) 研究大会に関すること
 - (3) 研究紀要の編集及び発行に関すること
 - (4) 全日本中学校長会研究協議会に関すること
 - (5) 教育課程に関すること
 - (6) 研修制度に関すること
 - (7) 教員養成に関すること
 - (8) 教科書に関すること
 - (9) 修学旅行に関すること
 - (10) その他、研究、研修に関すること
- 3 対 策 部
 - (1) 会員の身分、勤務等に関すること
 - (2) 文教施策に関すること
 - (3) 組織強化に関すること
 - (4) 生徒指導に関すること
 - (5) 給与、旅費、年金等、待遇改善に関すること
 - (6) 福利厚生、健康管理に関すること
 - (7) 災害救援等に関すること
 - (8) その他、諸調査に関すること

4 情 報 部

- (1) 会誌の編集及び発行に関すること
- (2) 会報の編集及び発行に関すること
- (3) 全日本中学校長会機関誌に関すること
- (4) その他、情報の収集、広報に関すること

第5条 各部は次によって構成する。

- 1 各部には正副部長をおく。部長（1名）は部の業務を統括し、必要に応じて事務局長と連絡の上、部会を開くことができる。副部長は（1名）は部長を補佐する。
- 2 正副部長及び部員（若干名）は、担当する地区からの推薦を受け、会長が委嘱する。

第6条 事務局長は必要に応じ部長会議を開催することができる。

第7条 この細則の改廃は理事研修会で行う。

- 第8条
- 1 この細則は平成16年5月8日から施行する。
 - 2 この細則は平成20年2月15日から施行する。
 - 3 この細則は平成22年5月7日から施行する。
 - 4 この細則は平成28年5月6日から施行する。
 - 5 この細則は平成29年4月28日から施行する。

(2) 北海道中学校長会事務局運営細則

平成16年2月20日改正
平成20年5月9日改正
平成22年5月7日改正
平成28年5月6日改正

この細則は、北海道中学校長会会則第33条により、事務局の運営について必要な事項を定めるものである。

第1条 事務局は次により構成する。

会長、事務局長、事務局次長2名、会計理事、幹事、事務主事、会計主事

第2条 事務局は次の事項の処理に当たる。

- 1 理事研修会提出議題の起案並びに整理調整に関すること
- 2 理事研修会決定事項の事務処理に関すること
- 3 その他、必要な事項の処理に関すること

第3条 事務局長は前条の処理にあたり、必要に応じて事務局研修会を開催する。

第4条 事務局には次の専任職員をおく。

事務主事 1名 会計主事 1名

第5条 事務主事及び会計主事は事務局長の命を受け、事務及び会計を処理する。

第6条 専任職員は退職校長とし、その任免は会長が理事研修会の同意を得て行う。

第7条 この細則の改廃は理事研修会で行う。

- 第8条
- 1 この細則は平成16年5月8日から施行する。
 - 2 この細則は平成20年2月16日から施行する。
 - 3 この細則は平成22年5月7日から施行する。
 - 4 この細則は平成28年5月6日から施行する。

4 北海道中学校長会規約の変遷年月日

北海道中学校長会規約制定	昭和 22. 7. 15	〃	52. 5. 1
改 正	24. 7. 12	〃	平成 5. 11. 11
〃	25. 4. 27	〃	11. 5. 10
〃	27. 5. 8	〃	16. 5. 7
〃	32. 6. 24	〃	20. 5. 9
〃	36. 7. 5	〃 (規約を会則に改正)	22. 5. 7
〃	38. 6. 19	〃	25. 5. 10
〃	40. 5. 14	〃	27. 5. 8
〃	42. 5. 16	〃	28. 5. 6
〃	45. 5. 13	〃	29. 4. 28
〃	48. 5. 9		
〃	51. 11. 22		